平成２２年（フ）第７３７号
大阪府岸和田市加守町４丁目23番23―401号
債務者　矢野　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
大阪府岸和田市土生町879番地パナハイツ東岸和田206号
債務者　松本よし美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
大阪府和泉市万町411番地の４、前住所堺市中区八田寺町291番地73
債務者　石榑明日佳
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番19―303号
債務者　中谷　　護
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2943番地の４
債務者　松尾美智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
大阪府泉佐野市南中安松549―２、住民票上の住所大阪府泉佐野市市場西１丁目８番18号
債務者　武田　理恵（旧姓田重田）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
香川県高松市木太町3368番地２、住民票上の住所香川県香川郡直島町742番地
債務者　髙田惠理子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８０号
長崎県長崎市江川町444番地43
債務者　出口　喜郎
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
長崎県長崎市清水町17番14―104号
債務者　井手上智代美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
長崎県長崎市上銭座町11番27―107号
債務者　坂本　政和
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
長崎県長崎市曙町38番46号　平川アパート201
債務者　瀬口　智明
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
長崎県長崎市曙町38番46号　平川アパート201
債務者　瀬口　千夏（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
長崎県長崎市滑石４丁目21番12号　ロッジ滑石102号、旧住所長崎県西海市西彼町鳥加郷1008番地２
債務者　宮﨑　春子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
長崎県長崎市西山４丁目367番地７
債務者　阿部　明惠
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
熊本市長嶺南４丁目10番７―202号
債務者　川上　智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３３号
山口県山陽小野田市中川４丁目９番11号
債務者　村田恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１６０号
山口県宇部市大字東須恵1150番地18、旧住所山口県岩国市今津町２丁目13番16―101号
債務者　松田　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１８号
香川県善通寺市文京町１丁目８番21号　ハイツ駅前102号
債務者　柳生　孔明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部